

－PCB 廃棄物等を保管及び製品を使用中の方へ－ 平成31年4月1日から山形市が中核市に移行します

平成31年4月1日より山形市が中核市へ移行することに伴い、これまで山形県が行ってきた業務の一部が山形市に移譲されます。

そのため、下記に該当する方は、PCB特別措置法に基づく各届出先等が山形市に変更となりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

※山形市内にPCB廃棄物等を保管及び高濃度PCB使用製品を使用中の方。

※平成31年度からの届出先は、山形市廃棄物指導課（仮称）を予定しております。

各届出に関する詳細や様式等については、平成31年3月下旬頃に山形市ホームページに掲載する予定です。

なお、保管及び使用場所が山形市以外の場合の問合せ先及び届出先は、従来通り保管及び使用されている市町村を管轄する総合支庁環境課となります。

－現在のお問い合わせ先－
山形市ごみ減量推進課
(代)023-641-1212
内線686・697